

発注者支援業務委託標準積算基準

(平成21年5月15日)

(平成22年7月1日)

(平成23年7月1日)

(平成24年7月1日)

(平成26年7月1日)

(平成27年5月1日)

(平成28年7月1日)

(平成29年7月1日)

(令和元年7月1日)

(令和4年11月16日)

(令和8年7月1日) (改定)

神奈川県 県土整備局

発注者支援業務委託標準積算基準

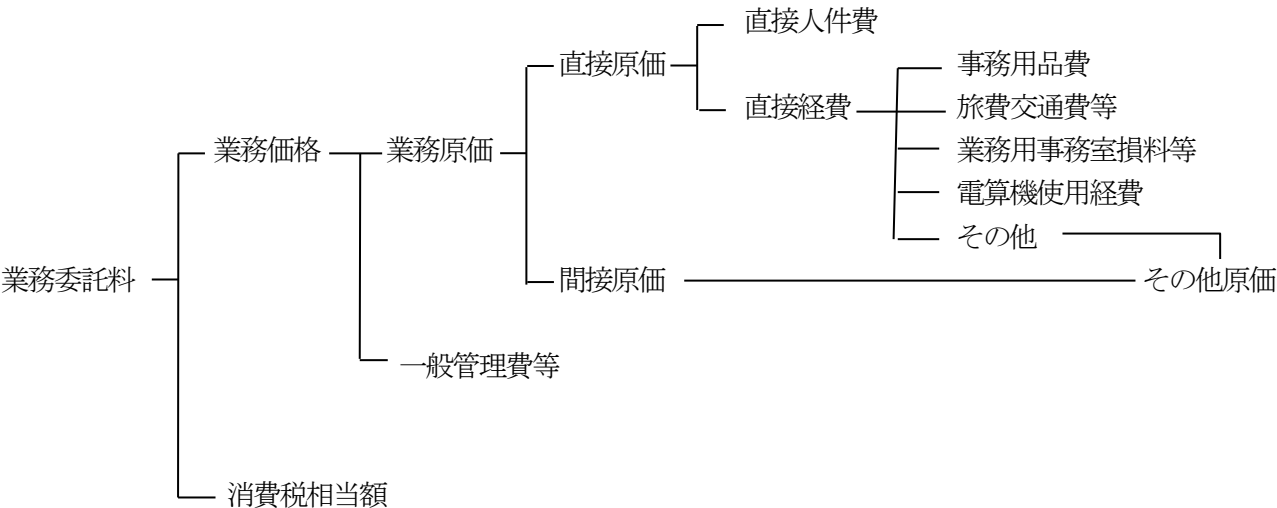
第1章 総 則

1. 適用範囲

本積算基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事に係る発注者支援業務を建設コンサルタント等に委託する場合に適用する。なお、発注者支援業務とは、設計積算業務及び現場技術業務をいう。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(設計協議、打合せ、現地調査における技術者の基準日額を含む。)

②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費等 (業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む)
- c. 業務用事務室損料及び備品費等
- d. 電算機使用経費
- e. その他

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費 (積上計上するもの以外) からなる。

①間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用 (登録料及び利用料)、PC 等の標準的な OA 機器費用 (BIM/CIM に関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用 (作業員個人に対する費用) とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用 (作業員個人に対する費用) と重複がないことを確認するものとする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における諸経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税率})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

当該発注者支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、2 (2) 1) ②の各項目について実費を計上するものとし、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書その他業務に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②旅費交通費等

旅費交通費等は、積算参考資料(計画・調査編)第2章積算基準1－3旅費交通費に準じて積算する。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、設計積算業務及び現場技術業務に記載されている表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

③業務用事務室損料等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

④電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。

⑤その他

①～④のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次の式により算定した額とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、現場技術業務は25%、設計積算業務は35%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 端数処理の方法

- 1) 数量、単価及び補正係数等の端数処理については、積算参考資料（計画・調査編）第1章2－2端数処理等の方法によるものとする。
- 2) 業務価格は万円止めとする。

(4) 設計表示単位

項 目	工 種	種 別	単位	数位	備 考
設計積算 業 務	直接人件費	設計積算業務	業務	1	
		当初設計	件	1	
		変更設計	件	1	
		概算数量設計	件	1	
		仮設等検討	回	1	
		不足図面等作成	回	1	
		設計額試算	回	1	
	直接経費	製図業務	件	1	
		旅費交通費	式	1	
現場技術 業 務	直接人件費	現場技術業務	業務	1	
		現場業務	件	1	
	直接経費	旅費交通費	式	1	

(5) 変更の取扱い

- 1) 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、業務委託料は次の式により算出する。

$$\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算 業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}} \text{（千円止め）}$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$$

注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費を基に当初設計と同一方法により積算する。

2. 当初の請負額、当初の官積算額は消費税相当額を含んだ額とする。

- 2) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

3) 直接経費

旅費交通費は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

- 4) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

第2章 設計積算業務積算基準

1. 適用範囲

本積算基準は、県土整備局が発注する発注者支援業務のうち設計積算業務に適用する。

2. 対象工種

本積算基準における工種区分は、対象工事の共通仮設費及び現場管理費を算出する際に使用する工種区分と同様とする。

3. 当初設計書作成

(1) 設計積算業務標準歩掛（当初設計）

(1件当たり)

職種 区分	直接人件費				労務費
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工
調査計画	0.50	0.50			
積算		3.20	5.40	2.80	
設計書作成				0.85	
照査	0.80				
計	1.30	3.70	5.40	3.65	0.00

(注) 1. 本歩掛は、対象工事の工事費及び工種区分による補正を行うものとする。

2. 補正の方法は、各労務数量に補正係数Xを乗じて算出するものとする。

3. 補正係数Xは、次式により算出するものとする。

$$\text{補正係数 } X = (1 + X_1) \times (1 + X_2)$$

X_1 : 工事費による補正係数

X_2 : 工種区分による補正係数

ここで、Xは小数第2位止め（小数第3位四捨五入）とする。

4. 本歩掛には2回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6 (3) 設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。

工事費による補正係数 (X_1)

対象工事費 (税抜き)	(X_1)
～ 5,000 千円未満	-0.55
5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //	-0.35
10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //	0.00
30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //	+0.45
50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //	+1.00
100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //	+1.50
200,000 千円 // ～	+2.00

工種区分による補正係数（X2）

工 種 区 分	(X2)	工 種 区 分	(X2)
河 川 工 事	+0.10	トンネル工事	+0.20
河川・道路構造物工事	+0.10	砂防・地すべり工事	-0.40
海岸工事	+0.10	道路維持工事	-0.23
道路改良工事	0.00	河川維持工事	-0.28
鋼橋架設工事	+0.05	下水道工事	0.00
P C 橋 工 事	+0.05	公園工事	-0.15
舗装工事	-0.25	電線共同溝工事	0.00
共同溝工事	+0.05	橋梁保全工事	+0.15

(注) 1. 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。

(2) 業務計画

業務計画の立案は管理技術者（技師A）を1.4人／業務を計上することとし、担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含むものとする。なお、設計積算業務と現場技術業務を併せて発注する場合は、現場技術業務のみで計上するものとし、設計積算業務では計上しないこととする。

(3) 設計協議

設計協議は、打合せ1回当たり技師A及び技師Bを各0.5人とし、対象工事1件当たりの打合せ回数は当初と成果品納入時の2回を標準とするものとする。

(4) 現地調査

現地調査は、対象工事1件当たり、技師A及び技師Bを各0.5人計上するものとする。

(5) 交通費

設計積算業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。

旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)
直接人件費の0.63%	244

(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。

(6) 印刷製本費

印刷製本等に係る費用は、直接人件費に対する率により算出するものとする。

ただし、特殊な業務で、これによりがたい場合は別途とする。

$$\text{印刷製本等に係る費用} = (10 - 0.5 \times \text{直接人件費})\% \times \text{直接人件費}$$

└─▶ 百万円単位で小数第2位（小数第3位四捨五入）

- 注) 1. 直接人件費に対する成果品に係る費用の割合は5%を下限とし、5%以下は5%とする。
 2. 上式の率算出については、直接人件費を百万円単位で小数第2位（小数第3位四捨五入）まで代入する。
 3. 製本印刷等に係る費用の上限・下限を、それぞれ500千円、50千円とする。

4. 変更設計書作成

(1) 設計積算業務標準歩掛 (変更設計)

(1 件当たり)

職種 区分	直接人件費				労務費
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工
積 算		1. 1 0	2. 5 0	1. 8 0	
設計書作成				0. 8 5	
照 査	0. 4 0				
計	0. 4 0	1. 1 0	2. 5 0	2. 6 5	0. 0 0

(注) 1. 工事費及び工種区分による補正は 3. (1) と同様に行うものとする。

2. 本歩掛には 2 回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6 (3) 設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。

(2) 設計協議

変更時の設計協議は、1 回当たり技師 B を 0. 5 人計上するものとし、協議回数は 2 回を標準とする。

(3) 交通費

設計積算業務 (設計変更) の交通費は、「3. 当初設計書作成」に準ずるものとする。

(4) 印刷製本費

変更設計書作成に必要な印刷製本費は「3 (6) 印刷製本費」の式により算出した金額に 0. 6 を乗ずるものとする。なお、この場合 3 (6) 注 3 による費用の上限・下限は適用しない。

[計算例] →当初積算(100 万円/件×3 件=300 万円), 変更積算(50 万円/件×3 件=150 万円)の場合

〈当初積算分〉 印刷製本等に係る費用 = $(10 - 0.5 \times 3.00)\% \times 3,000,000 = 255,000$ 円

〈変更積算分〉 印刷製本等に係る費用 = $(10 - 0.5 \times 1.50)\% \times 1,500,000 \times 0.6 = 83,250$ 円

合計 338,250 円

注：想定額は直接人件費。簡略化のため業務計画等の費用は無視している。

5. 概算数量設計による設計書作成

(1) 設計積算業務標準歩掛（概算数量設計）

(1 件当たり)

職種 区分	直接人件費				労務費
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工
調査計画	0. 5 0	0. 5 0			
図面作成				4. 2 0	
数量計算			7. 0 5		
積 算		3. 8 5			
設計書作成				1. 2 0	
照 査	1. 1 5				
計	1. 6 5	4. 3 5	7. 0 5	5. 4 0	0. 0 0

(注) 1. 工事費及び工種区分による補正は3. (1) と同様に行うものとする。

2. 本歩掛には2回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6 (3) 設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。

- ・概算数量設計（以下「概数設計」という。）とは、当初設計の数量を概数で発注し、後に、これを確定した数量で精算変更する設計方法である。
- ・ここで言う「精算変更」は概数設計工種の数量確定に伴うもののみを指し、その他の事由による設計変更を伴う場合は別途、「4 (1) 設計積算業務標準歩掛（変更設計）」による。
- ・当初設計を概数設計とした工事は、原則として概算数量を確定数量に変更する変更設計書の作成費用を含むものとする。また、設計金額を変更した場合、委託料の算定にあたり工事費による補正係数のもととなる対象工事費は、変更官工事積算価格とする。

(2) 概数設計で当初設計書作成業務のみ（精算変更に係る変更設計書の作成は行わない）を委託する場合には、設計協議、現地調査等は通常どおり計上することとし、設計積算業務については次のとおり算出することとする。

○必要人工＝設計積算業務標準歩掛（概算数量設計）× X

補正係数 $X = (1 + X_1) \times (1 + X_2) \times X_3$

X_1 : 工事費による補正係数

X_2 : 工種区分による補正係数

X_3 : 概数設計当初のみ補正係数 0. 6 0

ここで、Xは小数第2位止め（小数第3位四捨五入）とする。

※別途発注により、概数設計の変更設計書作成業務を委託する場合には、「4 (1) 設計積算業務標準歩掛（変更設計）」により計上すること。

6. 不足資料等作成

(1) 仮設等検討 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
仮設検討		0. 3 0	0. 5 0	1. 0 0		
図面作成			0. 3 0	1. 0 0		
数量計算			0. 5 0	1. 0 0		
計		0. 3 0	1. 3 0	3. 0 0		

(注) 1. 本歩掛は、工事の発注等にあたり、委託成果の作成時に想定していた施工条件が変更となったことなどに伴い、仮設計画等を見直す必要が生じた場合に適用する。

2. 本歩掛の作業内容は、仮設計画等の見直し検討に加え、図面作成（1枚程度）や見直し範囲に係る数量計算書の作成を含むものとする。なお、ここでいう「仮設計画」とは、構造計算を必要としない任意仮設の計画であり、仮設進入路の構造や位置の修正、又はそれと同等程度の作業とする。

(2) 不足図面等作成 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
図面作成		0. 5 0		0. 5 0	1. 0 0	
数量計算			0. 5 0	0. 5 0		
計		0. 5 0	0. 5 0	1. 0 0	1. 0 0	

(注) 1. 本歩掛は、工事の施工条件が変更となることなどに伴い、新たに図面や数量を作成する必要がある場合や、図面や数量に修正が生じた場合に適用する。

2. 本歩掛の作業内容は、構造計算を必要としない定規断面の構造物等の配置等による図面作成や修正（1枚程度）及びそれに伴う数量計算書の作成や修正、又はそれと同等程度の作業とする。

(3) 設計額試算 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
積 算			0. 8 0	1. 2 0		
計			0. 8 0	1. 2 0		

7. 電子成果品作成費等

電子成果品作成費及び電子納品保管管理登録料は、原則として計上しない。

第3章 現場技術業務積算基準

1. 適用範囲

本積算基準は、発注者支援業務のうち現場技術業務に適用する。

2. 対象工種

本積算基準における工種区分は、対象工事の共通仮設費及び現場管理費を算出する際に使用する工種区分と同様とする。

3. 現場技術業務

(1) 業務計画

業務計画の立案は管理技術者（技師A）を1.4人／業務を計上することとし、担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含むものとする。

(2) 管理業務

現場技術員の指揮監督として管理技術者（技師A）を0.4人／1工事（現場）を計上することとし、必要人員数は次式により算出するものとする。

$$D = \text{工事（現場）数} \times 0.4 \text{（人）}$$

D：管理技術者の人員数

(3) 現場業務

委託員数の算定

対象工事1件あたりに必要な現場技術員（技師C）の人員数は、次式により算出するものとする。

$$A = 19.5 \times M \times \alpha \sqrt{K}$$

A：対象工事1件あたりに必要な現場技術員の人員数

M：業務期間（単位：月）

$$M = \text{対象工事の（予定）工期} \div 30 \text{（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）}$$

α ：0.22

K：（K1×K2×K3×K4×K5）

（注） $\alpha \sqrt{K}$ は小数第2位止め（小数第3位四捨五入）

対象工事において夜間工事を実施する場合、必要な現場技術員（技師C）の人員数は次式により算出するものとする。

$$A1 = 19.5 \times (M - m) \times \alpha \sqrt{K}$$

$$A2 = 19.5 \times m$$

A1：昼間に必要な現場技術員の人員数

A2：夜間に必要な現場技術員の人員数

m：夜間の業務期間（単位：月）

$$m = \text{夜間作業日数} \div 30 \text{（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）}$$

また、現場技術業務費は、上記の計算式により算出した現場技術員の人員数に技師Cの基準日額を乗じて算出するものとする。

なお、夜間業務における技師Cの日額は、基準日額に1.25を乗ずるものとする。

K1～K5の各係数は次のとおりとする。

K1：工事金額係数（億円単位）

- (注) 1. $K1 = \text{工事価格（税抜き）} \div 100,000,000$
 2. 工事価格が1,500万円以下の場合は0.15とする。
 3. 橋梁上部工工事等のように「工場製作+現場架設」となる場合は、現場架設の工事価格を対象とする。
 4. K1は小数第2位止め（小数第3位四捨五入）とする。

K2：工種区分係数

工 種 区 分	K 2	工 種 区 分	K 2
河川工事	1. 1	トンネル工事	0. 9
河川・道路構造物工事	1. 0	砂防・地すべり工事	1. 2
海岸工事	1. 1	道路維持工事	2. 0
道路改良工事	1. 3	河川維持工事	2. 0
鋼橋架設工事	0. 7	下水道工事	1. 0
P C橋工事	0. 7	公園工事	0. 8
舗装工事	0. 8	電線共同溝工事	1. 3
共同溝工事	1. 3	橋梁保全工事	1. 0

(注) 1. 上表の係数は標準であり、次の条件により0.2の範囲で増すことができる。

- ①特殊工事（特に地山の悪いトンネル、軟弱地盤処理等）
 ②工種が多種で設計変更等が相当見込まれる場合
 ③現道交通を処理し、かつ沿道商店等との連絡調整が多い場合

K3：監督員方式係数

監 督 員 方 式	K 3
一 般 監 督	1. 0
重 点 監 督	1. 1

K4：監督距離係数

距 離（片 道）	K 4
5 km未満	1. 0
5 km以上15 km未満	1. 1
15 km以上30 km未満	1. 2

(注) 1. 距離は事務所から現場までの距離とする。

2. 距離が30 km以上の場合は15 km増す毎に係数を0.1ずつ増す。

K 5 : 地域係数

地 域 別	K 5
市街地・山岳域	1. 3
その他の地域	1. 0

- (注) 1. 市街地：D I D地区内
2. 山岳域：生コンの山岳割増対象区域

(4) 超過業務費の算定

超過業務費は次式により算出するものとする。

なお、超過業務時間は1ヶ月当たり30時間(125/100 相当)を標準として計上し、実績による変更は行わないものとする。

$$B = T \times H$$

B：超過業務費(円)

T：超過業務時間当たりの労務単価(円/時間)

H：対象工事における超過業務時間(時間)

$$T = \text{基準額} \times 1/8 \times 1.25 \times \alpha$$

基準額：技師Cの設計労務単価(円/日)

α ：割増対象賃金比

$$H = C \div N \times P$$

C：1月当たりの標準超過業務時間(30時間/月)

N：1月当たりの業務日数(19.5日/月)

P：必要日数(A：現場技術員の必要員数と同数)(日)

(注) Hは小数第3位止め(小数第4位四捨五入)

(5) 業務打合せ

業務打合せとして管理技術者(技師A)を0.5人/回/月計上することとし、必要人員数は次式により算出するものとする。

$$D = \text{対象工事の(予定)工期(日)} \div 30(\text{日/月}) \times 0.5(\text{人/月})$$

D：管理技術者の人員数

(注) 対象工事の(予定)工期÷30(日/月)は小数第1位止め(小数第2位四捨五入)

(6) 交通費

現場技術業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。

旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)
直接人件費の4.15%	-

(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。

附則

- 1 この積算基準は平成21年5月15日より施行する。
- 2 この積算基準は平成22年7月1日より施行する。
- 3 この積算基準は平成23年7月1日より施行する。
- 4 この積算基準は平成24年7月1日より施行する。
- 5 この積算基準は平成26年7月1日より施行する。
- 6 この積算基準は平成27年5月1日より施行する。
- 7 この積算基準は平成28年7月1日より施行する。
- 8 この積算基準は平成29年7月1日より施行する。
- 9 この積算基準は令和元年 7月1日より施行する。
- 10 この積算基準は令和4年12月1日より施行する。
- 11 この積算基準は令和8年 7月1日より施行する。